

千葉県報

号外
令和6年5月28日

主要目次

企業局管理規程

○ 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

一

企業局管理規程

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年五月二十八日

千葉県企業局長 三神 彰

千葉県企業局管理規程第六号

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則（昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「をいう」を「（第十一項及び第十三項において読み替えて準用する第十二項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、同条第十一項中「前項まで」を「第十項まで」に、「又は前項」を「若しくは第十一項又は第十項」に改め、「日（以下）」の下に「この項において」を加え、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 前項の規定は、職員に第十一項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第七条第十項の次に次の一項を加える。

11 局長は、職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに指導監督者及び交替制勤務職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第五項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第六項の規定にかかわらず、第七条の三の規定により、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として第七条の四の規定による期間ごとの期間につき第一項に規定する勤務時間となるように、第五項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第七条の次に次の三条を加える。

（勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの基準）

第七条の二 前条第十一項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前条第五項の規定による週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。以下「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。

イ 一日につき四時間以上とすること。ただし、休日その他局長が別に定める日（以下この条において「休日等」という。）については、七時間四十五分とすること。

ロ 区分期間（前号の規定による勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日を限度として職員があらかじめ指定する日（以下「特例対象日」という。）（休日等を除く。）については、四時間未満とすることができること。

三 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時までの時間帯において、第十二条の二第一項の休憩時間（以下「基本休憩時間」という。）を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を指定した職員の当該特例対象日については、この限りでない。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として局長が別に定める場合に係る前条第十一項の規定による勤務時間の割振りについては、局長が別に定めるところにより、前条第三号に定める基準によらないことができるものとする。

3 局長は、第一項第二号から第四号まで（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、当該基準について別段の定めをすることができる。

（勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの手続）

第七条の三 第七条第十一項の職員の申告は、庶務共通事務処理システム（千葉県職員服務規程（平成十七年千葉県訓令第五号）第二条第十七号に規定する庶務共通事務処理システムをいう。以下同じ。）により行うものとする。この場合において、当該申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 局長は、前項の規定による申告（第十二条第三項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員の申告に限る。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 局長は、第一項の規定による申告を考慮して前条第一項第一号の基準による勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、局

長は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該申告どおりの勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、局長が別に定めるところによること。 二 第十二条第三項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員 できる限り、当該勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、局長が別に定めるところによること。	間、二週間、三週間又は四週間のうち当該職員が選択する期間とする。 第十二条第一項中「一時間」を「一日の勤務時間が六時間を超える場合においては、一時間」に改める。 第十二条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
二 第十二条第三項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員 できる限り、当該勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、局長が別に定めるところによること。 四 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りを変更することができる。 一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた勤務時間を割り振らない日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。 二 第七条第十一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があつた場合において、当該申告に係る休憩時間を置くために勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りを変更するとき。 三 前項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、局長が別に定めるところにより変更するとき。 五 前各項に規定するもののほか、第一項の規定による申告について必要な事項は、局長が別に定める。 （単位期間）	二 所屬長は、前条第二項及び前項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くだけでは勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（職員の住居その他局長が別に定める場所（以下「職員の住居等」という。）における勤務をいい、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居等と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。）の適切な実施を確保できない場合に該当することとなるときは、当該移動に要する時間を超えない範囲内において、局長が別に定めるところにより当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。 三 所屬長は、第七条第十一項の規定により勤務時間を割り振る場合において、第十二条の三第一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があつたときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、局長が別に定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。 四 前項の休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告（以下「休憩時間の申告」という。）は、第一項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができる場合であつて一日の勤務時間が六時間を超える場合においては、一時間（一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合であつて局長が別に定める場合は、四十五分以上一時間未満の範囲内の時間であつて局長が別に定める時間）の休憩時間を勤務時間の途中に置くことその他局長が別に定める基準に適合するものでなければならない。 第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。 （休憩時間の申告）
第七条の四 第七条第十一項に規定する期間は、同項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り（第十二条第三項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員に係るものを除く。）については、四週間（四週間では適正に勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りを行うことができない場合として局長の定める場合にあつては、局長が別に定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とし、第十二条第三項第一号、第二号又は第五号に掲げる場合に該当する職員に係る第七条第十一項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りについては、一週	第十二条の三 休憩時間の申告は、庶務共通事務処理システムにより行わなければならない。 二 職員は、前条第一項に規定する休憩時間の時間帯における休憩時間を置くことができない場合であつて一日の勤務時間が六時間を超える場合には、休憩時間の申告を行わなければならない。 三 前各項に規定するもののほか、休憩時間の申告について必要な事項は、局長が別に定める。 第十九条第四項中「その給与期間」を「その期間」に、「第十一項及び第十三項」を「第十二項及び第十五項」に、「の日数」を「並びに同条第十一項及び第十三項において読み替えて準用する同条第十二項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日

数」に改める。 第二十八条第三項中「第七条第十一項又は第十三項」を「第七条第十二項（同条第十三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第十五項」に、「又は第七項」を「第七項又は第十一項」に改め、同条第四項中「第七条第七項」を「第七条第五項ただし書及び第六項ただし書若しくは第七項の規定に、「定め ている」を「定められている職員又は同条第十一項の規定により勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り定められている」に、「同条第十一項又は第十三項」を「同 条第十二項又は第十五項」に、「第七条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同項第一 号中「第七条第七項及び第十一項又は同条第七項及び第十三項」を「第七条第六項た だし書若しくは第十一項又は第七項並びに第十二項及び第十五項」に改める。 第三十条第一項中「第十一項及び第十三項」を「第十二項及び第十五項」に改める。 第三十三条第二項第二号二中「千葉県議会の議員及び特別職の職員等の給与、旅費及び 費用弁償に関する条例」を「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」に 改める。 第三十四条第七項中「期間と」を「期間（局長が定める期間を除く。）と」に改め、同 項第七号中「及び休日」を「並びに第七条第十一項及び第十三項において読み替えて準用 する同条第十二項の規定による勤務時間を割り振らない日並びに休日等」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この管理規程は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第三十三条第二項第二号 二の改正規定は、公布の日から施行する。 （千葉県企業局就業規則等の一部を改正する管理規程の一部改正） 2 千葉県企業局就業規則等の一部を改正する管理規程（令和四年千葉県企業局管理規程 第十一号）の一部を次のように改正する。 附則第十項中「及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改める。	

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八